

島根県地域防災計画 (原子力災害編)

平成19年1月

島根県防災会議

目 次

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
1．島根県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	1
2．島根県地域防災計画との整合性	1
3．松江市地域防災計画との関係	1
4．計画の修正	1
第3節 計画の前提	1
第4節 計画の周知徹底	1
第5節 計画の作成又は修正に際し尊重すべき指針	2
第6節 防災対策を重点的に充実すべき地域を含む市町村の範囲	2
第7節 計画の基本とするべき放射性物質又は放射線の放出形態	2
第8節 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第2章 災害予防計画	7
第1節 基本方針	7
第2節 中国電力(株)との防災業務計画に関する協議	7
1．県	7
2．松江市	7
第3節 立入検査と報告の徴収	7
第4節 原子力防災専門官との連携	7
第5節 情報の収集・連絡体制等の整備	7
1．情報の収集・連絡体制の整備	7
2．情報の分析整理	8
3．通信手段の確保	9
第6節 災害応急体制の整備	9
1．警戒態勢をとるために必要な体制の整備	9
2．災害対策本部体制等の整備	10
3．オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制	10
4．防災関係機関相互の連携体制	10
5．応援体制の整備	10
6．緊急被ばく医療チーム派遣要請体制	11
7．オフサイトセンター	11
8．モニタリング体制等	11
9．専門家の派遣要請手続き	12
第7節 避難収容活動体制の整備	12
1．避難計画の作成	12
2．避難所等の整備	12

3 . 災害時要援護者の避難誘導・移送体制等の整備	-----	12
4 . 住民等の避難状況の確認体制の整備	-----	12
5 . 避難所・避難方法等の周知	-----	13
6 . 学校等の避難計画の作成	-----	13
第 8 節 緊急輸送活動体制の整備	-----	13
1 . 専門家の移送体制の整備	-----	13
2 . 交通管理体制等の整備	-----	13
第 9 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	-----	13
1 . 救助・救急活動用資機材の整備	-----	13
2 . 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備	-----	13
3 . 消火活動用資機材等の整備	-----	13
4 . 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	-----	13
第 10 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	-----	14
第 11 節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	-----	14
第 12 節 防災業務従事者に対する研修	-----	14
第 13 節 防災訓練等の実施	-----	15
1 . 防災訓練の実施	-----	15
2 . 実践的な訓練の工夫と事後評価	-----	15
第 14 節 原子力発電所上空の飛行規制	-----	15
第 15 節 災害復旧への備え	-----	16
第 3 章 異常時の対策	-----	17
第 1 節 基本方針	-----	17
第 2 節 環境放射線異常時の対策	-----	17
第 3 節 発電所異常時の対策	-----	19
第 4 節 対策会議	-----	19
1 . 会議の開催	-----	19
2 . 会議の構成	-----	19
3 . 会議構成員の所掌事務	-----	19
第 5 節 モニタリングの強化及び緊急時モニタリングセンターの設置	-----	21
1 . モニタリングの強化	-----	21
2 . 緊急時モニタリングセンターの設置	-----	21
3 . 緊急時モニタリングの実施	-----	21
4 . 被ばく管理チームの派遣	-----	21
第 4 章 災害応急対策計画	-----	24
第 1 節 基本方針	-----	24
第 2 節 事故状況等の把握と通報連絡	-----	24
1 . 特定事象の発生	-----	24

2 . 原子力緊急事態の発生 -----	27
第3節 島根県災害対策本部の設置 -----	27
1 . 島根県災害対策本部の設置 -----	27
第4節 緊急時モニタリングセンターの移管及び緊急時モニタリングの実施 -----	40
1 . 基本方針 -----	40
2 . 緊急時モニタリングセンターの移管 -----	40
3 . 緊急時モニタリングの実施 -----	40
第5節 緊急時医療センターの設置及び緊急被ばく医療等の措置 -----	41
1 . 緊急時医療センターの設置 -----	41
2 . 緊急被ばく医療活動 -----	42
第6節 原子力災害合同対策協議会等への出席等 -----	43
1 . 現地事故対策連絡会議への派遣 -----	43
2 . 原子力災害合同対策協議会への派遣 -----	43
第7節 応援要請及び職員の派遣要請等 -----	43
第8節 自衛隊の派遣要請等 -----	44
第9節 防災業務関係者の安全確保 -----	44
1 . 防災業務関係者の安全確保方針 -----	44
2 . 防護対策 -----	44
3 . 防災業務関係者の被ばく管理 -----	44
第10節 住民等への的確な情報伝達活動 -----	45
1 . 住民等への情報伝達活動 -----	45
2 . 住民等からの問い合わせに対する対応 -----	45
第11節 屋内退避、避難収容等の防護活動 -----	45
1 . 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施 -----	45
2 . 災害時要援護者への配慮 -----	47
3 . 避難の勧告・指示の実効を上げるための措置 -----	47
4 . 飲食物、生活必需品等の供給 -----	47
第12節 犯罪の予防等社会秩序の維持 -----	47
第13節 飲料水、飲食物の摂取制限等 -----	47
1 . 飲料水、飲食物の摂取制限 -----	47
2 . 農林水産物の採取及び出荷制限 -----	48
3 . 飲料水及び飲食物の供給 -----	48
第14節 緊急輸送 -----	48
1 . 緊急輸送の順位及び範囲 -----	48
2 . 緊急輸送体制の確立 -----	48
3 . 国等から派遣される専門家等の現地への円滑な移動 -----	48
第15節 立入制限及び交通規制 -----	49
1 . 立入制限 -----	49
2 . 立入禁止措置 -----	49
3 . 交通規制 -----	49

第 16 節	救助・救急及び消火活動に関する応援要請等	49
第 5 章	災害復旧計画	50
第 1 節	基本方針	50
第 2 節	放射性物質による汚染の除去等	50
第 3 節	各種制限措置の解除	50
第 4 節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	50
第 5 節	損害賠償の請求等に必要な資料の調整	50
1.	被災地住民の登録	50
2.	損害調査の実施	50
3.	災害対策措置状況の記録	50
第 6 節	風評被害等の影響の軽減	50
第 7 節	被災中小企業等に対する支援	51
第 8 節	心身の健康相談体制の整備	51
第 9 節	物価の監視	51
策定の経過		52

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）に基づき、島根原子力発電所（以下「発電所」という。）の運転により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、松江市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務または業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

なお、核燃料物質等の事業所外運搬中またはその他の事故等に際してもこの計画に準じて措置するものとする。

第2節 計画の性格

1．島根県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、島根県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

県等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2．島根県地域防災計画との整合性

この計画は、「島根県地域防災計画」の「原子力災害編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「島根県地域防災計画（風水害等対策編）」によるものとする。

3．松江市地域防災計画との関係

松江市が地域防災計画（原子力災害編）を作成又は修正するにあたっては、この計画を基本とするものとし、県の地域防災計画に抵触することのないようにするとともに、具体的な計画を定めておくものとする。

なお、県は、松江市の原子力災害編の作成又は修正に協力するものとする。

4．計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は県の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第3節 計画の前提

発電所については、周辺環境の安全を確保するため、核原料物質・核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、電気事業法等の関係諸法令に基づき設計、運転、保守等各方面にわたって安全上の種々のきびしい規制が行われ、万一事故が発生しても周辺の公衆に影響を及ぼすことがないように措置されている。さらに、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」（県、松江市及び中国電力株の三者協定。以下「安全協定」という。）の締結により万全を期しているが、防災上の見地から、いかなる場合にも対処できるようにこの計画を策定するものである。

第4節 計画の周知徹底

この計画は、市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては県民への周知を図るものとする。

また、各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第5節 計画の作成又は修正に際し尊重すべき指針

地域防災計画（原子力災害編）の作成又は修正に際しては、原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」（平成15年7月31日改訂、以下「防災指針」という。）を十分に尊重するものとする。

第6節 防災対策を重点的に充実すべき地域を含む市町村の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲については、防災指針において提案されている「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）のめやす」を基準とし、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、ある程度の増減を考慮しながら、地域を定めるものとする。

本県において、地域防災計画（原子力災害編）を策定する市町村は、松江市とする。

第7節 計画の基本とするべき放射性物質又は放射線の放出形態

地域防災計画（原子力災害編）の立案あるいは充実を図るに当たって基本となる、原子力発電所（＝原子炉施設）における放射性物質又は放射線の放出形態は、防災指針によれば以下のように想定されている。

「原子炉施設等においては、多重の物理的防護壁により施設からの直接の放射線はほとんど遮へいされ、また、固体状、液体状の放射性物質が広範囲に漏えいする可能性も低い。従って、周辺環境に異常に放出され広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の希ガス及び揮発性の放射性物質であるヨウ素を主に考慮すべきである。また、これらに付随して放射性物質がエアロゾル（気体中に浮遊する微粒子）として放出される可能性もあるが、その場合にも、上記の放射性物質に対する対策を充実しておけば、所要の対応ができるものと考えられる。これらの放出された放射性物質は、プルーム（気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団）となって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるにしたがって、拡散により濃度は低くなる。」

第8節 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、県、松江市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は島根県地域防災計画（風水害等編）第1章第2節に定める「関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

機 関 名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱
島 根 県	消防防災課 原子力安全 対策室	<ol style="list-style-type: none"> 1．原子力防災に関する広報及び教育・訓練 2．通信連絡網の整備 3．環境放射線モニタリング設備・機器の整備 4．防護資機材の整備 5．緊急被ばく医療設備・機器の整備 6．環境条件の把握 7．平常時環境放射線モニタリングに関すること 8．県災害対策本部の設置 9．災害状況の把握及び伝達等 10．放射性物質による汚染状況調査 11．緊急時環境放射線モニタリングに関すること 12．一般住民の避難（広域輸送）及び立入制限等 13．緊急被ばく医療活動に関すること 14．汚染飲食物の摂取制限等 15．緊急輸送及び必需物資の調達 16．汚染物質の除去 17．制限措置の解除 18．損害賠償の請求等に必要な資料の整備 19．松江市の原子力防災対策に対する指示及び指導助言
松 江 市	防災安全課 原子力安全 対策室	<ol style="list-style-type: none"> 1．原子力防災に関する広報及び教育・訓練 2．通信連絡網の整備 3．環境放射線モニタリング設備、機器の整備 4．平常時環境放射線モニタリングに関すること 5．市災害対策本部の設置 6．災害状況の把握及び伝達等 7．緊急時環境放射線モニタリングに対する協力 8．一般住民の避難、立入制限、救出等 9．県の緊急被ばく医療活動に対する協力 10．汚染飲食物の摂取制限等 11．緊急輸送及び必需物資の調達 12．県の汚染物質の除去に対する協力 13．制限措置の解除 14．損害賠償の請求等に必要な資料の整備 15．県の行う原子力防災対策に対する協力

機 関 名		連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱
近隣市町		防災担当課	1. 松江市の応援 2. 広域避難所の開設
各消防本部		警 防 課	1. 緊急時医療センターの支援 2. 住民の避難・誘導等
指 定 地 方 行 政 機 関	中国管区警察局	警 備 課	1. 管区内各警察の指導、調整 2. 他管区警察局との連携 3. 関係機関との協力 4. 情報の収集及び連絡 5. 警察通信の運用
	中国四国地方厚生局	医 療 課	1. 国立病院、療養所の医療等の指示及び調整 2. 医療救護班の編成及び派遣の指示
	中国四国農政局	生産流通部 農産普及課	1. 農林畜水産物等の安全確認のための調査への助言及び協力 2. 原子力災害時における食糧の供給 3. 農林漁業関係金融機関へ金融業務の円滑な実施のための指導 4. 主要食糧の売渡し
	中国経済産業局	資源エネルギー環境部 電力事業課	原子力発電所の安全確保に関する指導監督
	中国四国産業保安監督部	電力安全課	原子力発電所の安全確保に関する指導等
	中国地方整備局	企 画 部 企 画 課	直轄河川及び一般国道指定区間に関し、必要な措置
	中国運輸局	島根運輸支局	1. 自動車運送業者に対する運送命令 2. 船舶運航業者に対する運航命令 3. 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整
	大阪航空局	出雲空港出張所 管制情報官	1. 災害時における航空輸送の調査及び指導 2. 災害時における関係機関と航空輸送者との連絡調整
	第八管区海上保安本部	救 難 課	1. 海上における安全確保、船舶交通の規制 2. 海上モニタリングの支援 3. 海上における緊急輸送の確保

機 関 名		連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱
指定 地方 行政 機関	大阪管区气象台	松江地方気 象台 防災業務課	1．気象状況等の把握、解析 2．緊急時モニタリングセンターへの支援
	中国総合通信局	無線通信部 施 設 課	1．非常無線通信の確保 2．非常事態における有線電気通信の確保 3．災害対策用移動通信機器等の貸与及び携 帯電話事業者等に対する貸与要請
航空自衛隊第3輸送航空隊		防 衛 部 運 用 班	緊急輸送の支援
海上自衛隊舞鶴地方總監部		防 衛 部 第三幕僚室	1．緊急輸送及び救護活動の支援 2．海上モニタリングの支援
陸上自衛隊中部方面總監部		防 衛 部 防 衛 課	1．緊急輸送及び救護活動の支援 2．空中モニタリングの支援
指定 公 共 機 関	西日本旅客鉄道(株)		鉄道及び陸路による緊急輸送の確保
	西日本電信電話(株) 島根支店	設 備 部	1．電気通信施設の整備と防災管理 2．災害非常通信の確保及び気象警報の伝達
	(株)エヌ・ティ・ティ ドコモ中国島根支店	災害対策室	3．被災公衆電気通信設備の復旧 4．災害用伝言ダイヤル「171」の提供
	日本赤十字社	島根県支部 事業推進課	1．緊急時医療センターの支援 2．災害救助等の協力奉仕者の連絡調整
	日本放送協会 (NHK)	松江放送局 放 送 部	放送協定に基づく災害応急対策等の広報活動
	日本通運(株)	松江支店	陸路による緊急輸送の確保
	(独)日本原子力研究 開発機構		緊急時モニタリングの支援

機 関 名		連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱
指定 公 共 機 関	中国電力(株)	島根原子力 発 電 所	1．原子力発電所の安全性の確保 2．防災上必要な社内教育・訓練 3．環境放射線等の把握 4．防災活動体制の整備 5．防災業務設備の整備(放射線(能)観測 設備器材、通信連絡設備、放射線防護器材、 消防救助用器材等) 6．異常時における連絡通報体制の整備 7．汚染拡大防止措置 8．県、松江市の実施する原子力防災対策に 関する積極的な全面協力

	機 関 名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱
指 定 地 方 公 共 機 関	一畑電気鉄道(株)	総 務 部 総 務 課	鉄道及び陸路による緊急輸送の確保
	隠岐汽船(株)	営 業 部	海上における緊急輸送の確保
	石見交通(株)	庶 務 部	陸路による緊急輸送の確保
	(株)山陰放送	松江支社	放送協定に基づく災害応急対策等の広報活動
	山陰中央テレビジョン放送(株)	報道制作局 報 道 部	
	日本海テレビジョン放送(株)	松江本社	
	(株)FM山陰	放 送 部	
		島根県医師会	事 務 局
そ 上 の 重 要 な 公 的 施 設 の 団 体 及 び 管 理 者	全国農業共同組合連 合会島根県本部		1．緊急物資の調達 2．陸路による緊急輸送の協力
	農業協同組合 森 林 組 合 漁業協同組合 等		1．汚染農林水産物の出荷制限及び生鮮食料 品の供給 2．有線放送施設等の利用による公共団体の 行う災害対策への協力
	商 工 会 議 所 商 工 会 等		救助用物資、復旧資材の確保についての協力 あっせん
	学 校 法 人		被害者の一時収容等応急措置についての協力

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
島根原子力保安検査官事務所 原子力保安検査官	1．原子力事業所の運転状況、設備の保全状況、保安規定の 順守状況等について巡視検討等 2．特定事象発生後、施設の状況確認
原子力防災専門官	1．県、松江市への防災計画等に対する指導、助言等 2．原子力事業者への防災業務計画等に対する指導、助言等 3．緊急時におけるプラント状況の把握、オフサイトセンタ ーの立ち上げ等

第2章 災害予防計画

第1節 基本方針

本章は、災害対策基本法及び原災法に基づき実施する予防対策について定めるものである。

第2節 中国電力㈱との防災業務計画に関する協議

1. 県

県は、中国電力㈱が原災法第7条第2項に基づき、作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原災法施行令第2条第1項に基づき、中国電力㈱が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するものとする。

2. 松江市

松江市は、中国電力㈱が原災法第7条第2項に基づき、作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原災法施行令第2条第1項に基づき、中国電力㈱が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するものとする。

第3節 立入検査と報告の徴収

1. 県は、原災法第31条の規定により必要に応じ、中国電力㈱から報告の徴収を行い、また、原災法第32条第1項の規定により適時適切な発電所の立ち入り検査を実施すること等により、中国電力㈱が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。

2. 立入検査を実施する県の職員は、原災法施行規則第22条に規定する身分証明書を携帯して、立入検査を行うものとする。

なお、身分証明書の様式は、原災法施行規則別記様式第8によるものとする。

第4節 原子力防災専門官との連携

県及び松江市は、地域防災計画（原子力災害編）の作成、発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策などの緊急時対応等について、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図るものとする。

第5節 情報の収集・連絡体制等の整備

県は、国、松江市、中国電力㈱その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備するものとする。

1. 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 県と関係機関相互の連絡体制

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、松江市、原子力事業者その他防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図るものとする。その際、夜間休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

(2) 機動的な情報収集体制

県は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び松江市と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性を考慮し、発災現場の状況等について必

要に応じ情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。

(4) 非常通信協議会との連携

県は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

(5) 移動通信系の活用体制

県は、関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）携帯電話、自動車電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

2. 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

県は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

県は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び松江市とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料

県は、松江市と協力して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、県庁及びオフサイトセンターに適切に備え付けるものとする。

< 整備を行うべき資料 >

発電所に関する資料

ア 原子力事業者防災業務計画

イ 発電所の施設の配置図

イについては、国がオフサイトセンターに備え付ける資料から写しをとることにより整備する。

社会環境に関する資料

ア 周辺地図

イ 周辺地域の人口、世帯数（発電所との距離別、方位別、災害時要援護者の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）

ウ 周辺一般道路、高速道路、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。）

エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）

オ 周辺地域の特定施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、身体障害者援護施設、刑務所等）に関する資料（発電所との距離、方位等についての情報を含む。）

カ 緊急被ばく医療施設に関する資料

キ オフサイトセンター周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法

放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

ア 周辺地域の気象資料（周辺測定点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）

イ 線量推定計算に関する資料

ウ 平常時環境放射線モニタリング資料

エ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料

- オ 農林水産物の生産及び出荷状況
防護資機材等に関する資料
- ア 防護資機材の備蓄・配備状況
- イ 避難用車両の緊急時における運用体制
- ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

3. 通信手段の確保

県は、原子力防災対策を円滑に実施するため、発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うものとする。

(1) 専用回線網の整備

県と国、松江市及び発電所との間の専用回線網の整備

県は、国、松江市及び発電所との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

オフサイトセンターとの間の専用回線網の整備

県は、国と連携し、オフサイトセンターと県及び松江市との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

(2) 通信手段・経路の多様化

県防災行政無線の2重ルート化

県は、県防災行政無線について、地上系と衛星系の2重ルート化に努めるとともに、原子力防災への活用と維持・管理に努めるものとする。

機動性のある緊急通信手段の確保

県は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、地域衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。

多様な情報収集・伝達システムの整備

県は、災害情報を迅速に収集するため、画像伝送システム、ヘリコプターテレビ電送システムの構築と活用に努めるものとする。

災害時優先電話等の活用

県は、N T T等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、災害用に配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくものとする。

県は、緊急時に速やかな連絡が取れるよう幹部職員、防災担当職員に携帯電話を配備するよう努めるものとする。

第6節 災害応急体制の整備

県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる災害応急体制の整備に努めるものとする。

1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

(1) 対策会議の設置

県は、県が管理するモニタリングポストにおいて島根県環境放射線情報システム管理運営要領に定める高線量率が検出されたとき又は発電所から安全協定第10条の異常時における連絡があったとき、発電所の事象が特定事象に進展する可能性があるかと判断される場合に、関係機関が情報の伝達及び県のとるべき措置等について協議するため、設置する対策会議の体制を整備するものとする。

(2) 警戒態勢をとるために必要な体制

県は、特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制を整備するも

のとする。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

(3) オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制

県は、特定事象発生の通報を受けた場合、直ちに国及び松江市と協力して、オフサイトセンターにおける立ち上げ準備を行えるよう、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

(4) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際、これに県の職員を迅速に派遣するため、現地に配置する原子力防災専門官等と協議してあらかじめ派遣職員を指定しておくとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておくものとする。

2. 災害対策本部体制等の整備

県は、発電所において特定事象が発生した際に、知事を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

3. オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

県は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、松江市とともにオフサイトセンターに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。

原子力災害合同対策協議会は、国の現地対策本部、県及び松江市のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び発電所の代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全委員会、放射線医学総合研究所、日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、県は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法、現地における対応方針を定める緊急事態対応方針決定会議に出席する職員について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

さらに、オフサイトセンターにおいては、原子力災害合同対策協議会のもとに、施設の状況の把握等を行うプラント班、モニタリング情報の把握等を行う放射線班、医療関係情報の把握等を行う医療班、住民避難・屋内退避の状況の把握等を行う住民安全班、原子力災害合同対策協議会運営の事務局をつとめる総括班、プレス対応及び住民広報を行う広報班、オフサイトセンターの管理等を行う運営支援班の各機能班を設け、国、県、松江市及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、県はそれぞれの班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

4. 防災関係機関相互の連携体制

県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする経済産業省、関係都道府県、松江市、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、発電所、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、防災対策に努めるものとする。

5. 応援体制の整備

(1) 広域緊急援助隊

県警察は、警察庁及び他の都道府県警察と協力し、緊急かつ広域的な避難誘導、交通規制等を行うための広域緊急援助隊の受け入れ体制などの整備を図るものとする。

(2) 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

県は、消防の応援について、県内市町村、消防本部等の応援協定の活用を図り、消防相互応援体制の整備につとめるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ態勢の整備につとめるものとする。

(3) 自衛隊派遣要請体制

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整え

ておくものとする。

(4) 広域的な応援協力体制等

県は、緊急時における広域的な応援について原子力発電所立地道府県等との応援協定の活用を図り、派遣体制、受け入れ態勢の整備につとめるものとする。

また、他都道府県、県内市町村と締結した応援協定活用を図るための体制整備を行うものとする。

また、県は、発電所との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくものとする。

なお、広域応援協定等の締結状況はつぎのとおりである。

- ・ 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定
- ・ 中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定書
- ・ 災害時の相互応援に関する協定書（中国5県）
- ・ 災害時の相互応援に関する協定書（県及び県内21市町村）
- ・ 原子力災害時の相互応援に関する協定（原子力発電所立地県等14道府県）

6. 緊急被ばく医療チーム派遣要請体制

県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、放射線障害専門病院等のスタッフからなる緊急被ばく医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

7. オフサイトセンター

(1) 県は、オフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。

(2) 県は国と相互に連携して、オフサイトセンターの施設、設備、備え付けの防護資機材及び資料等について適切に整備、維持・管理を行うものとする。

8. モニタリング体制等

県は、緊急時における発電所からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時より環境放射線モニタリングを実施するとともに、緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）計画の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等緊急時モニタリング実施体制を整備するものとする。

(1) 緊急時モニタリングマニュアルの策定

県は、原子力安全委員会が定める指針に基づき、緊急時モニタリングマニュアルを策定するものとする

(2) モニタリング設備・機器の整備・維持

県は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。

(3) モニタリング要員の確保

県は、緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要員及びその役割等をあらかじめ定めておくものとする。

(4) 緊急時モニタリングの体制及び役割

県は、モニタリングセンターの体制及び役割等を定めておくものとする。

(5) 関係機関との協力体制の整備

県は、国、原子力事業者その他モニタリング関係機関と緊急時モニタリングに関し平常時より緊密な連携を図るものとする。

(6) 環境放射線等の常時監視

発電所周辺地域住民の安全を確保するため、安全協定に基づく環境放射線の常時監視を実施するものとする。

(7) 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム

県は、平常時から、緊急時において放射能拡散予測が円滑に実施されるよう緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPEEDIネットワークシステム」という。）と環境放射線テレメータシステムとを接続するなど、気象情報、空間放射線量率等の情報伝達のネットワークを整備・維持する。

9. 専門家の派遣要請手続き

県は、発電所より特定事象発生の通報を受けた場合、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

第7節 避難収容活動体制の整備

1. 避難計画の作成

松江市は、国、県及び発電所の協力のもと、屋内退避、コンクリート屋内退避及び避難誘導のための計画を作成するものとする。この場合、2. 以下に述べるもののほか、次の事項をあらかじめ把握し、又は、定めておくものとする。

県は、松江市の避難計画の作成を支援するものとする。

人口

地区責任者

避難所.....名称、所在地、収容可能者数

広域避難集結場所

その他必要な事項

2. 避難所等の整備

(1) 避難所の整備

松江市は、公民館、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象にその管理者の同意を得て避難所としてあらかじめ指定するものとする。

なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

県は、松江市に対し、必要に応じ助言するものとする。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

松江市は、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるものとする。

県は、松江市に対し、必要に応じ助言するものとする。

(3) コンクリート屋内退避体制の整備

松江市は、県と連携し、コンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努めるものとする。

県は、松江市に対し、必要な助言を行うものとする。

3. 災害時要援護者の避難誘導・移送体制等の整備

松江市は、高齢者、障害者、外国人その他のいわゆる災害時要援護者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難誘導體制を整備するものとする。

また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

県は、松江市に対し、必要な助言を行うものとする。

4. 住民等の避難状況の確認体制の整備

松江市は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

県は、松江市に対し、必要な助言を行うものとする。

5. 避難所・避難方法等の周知

松江市は、避難所・避難方法、屋内退避の方法について、日頃から住民への周知徹底に努めるもの

とする。

県は、松江市に対し、必要な助言を行うものとする。

6．学校等の避難計画の作成

学校等においては、多数の幼児、児童生徒等を混乱なく安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の実態に即した具体的な避難計画を作成する。

県、松江市は、学校等が避難計画を作成するに当たって必要な助言を行うものとする。

第8節 緊急輸送活動体制の整備

1．専門家の移送体制の整備

県は、国及び関係機関と協議し、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。

市町村は、県が専門家の移送体制を整備するに際しては、これに協力するものとする。

2．交通管理体制等の整備

(1) 県は、県の管理する情報板等の整備等、緊急時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

また、県警察は、緊急時の交通規制及び輸送支援を円滑に行うため、警備業者等との交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定の活用のための体制整備につとめる。

松江市は、市の管理する情報板等の道路交通関連設備について、緊急時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

(2) 県警察は、警察庁と協力し、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図るものとする。

(3) 県警察は、警察庁と協力し、広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。

第9節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

1．救助・救急活動用資機材の整備

県は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、松江市と協力し、ヘリコプター等に必要な資機材の整備に努めるとともに、松江市に対し、救急救助用資機材等の整備に努めるよう助言するものとする

松江市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、バス、広報車等の整備に努めるものとする。

2．医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備

県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。

県は、緊急被ばく医療体制についての資料を収集、整理しておくものとする。

県は、国と協力し、緊急被ばく医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する医療機関の整備を進めるとともに、緊急被ばく医療派遣体制を整備・維持するものとする。緊急被ばく医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。

3．消火活動用資機材等の整備

松江市は、平常時から県、原子力事業者等と連携を図り、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備を行うものとする。

県は、松江市に対し、必要な助言を行うものとする。

4．防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

(1) 県及び松江市は、国と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

(2) 県及び松江市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国及び原子

力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第10節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

県及び松江市は、住民等への的確な情報伝達を行うため、予め以下の措置を講じておくものとする。

- 1．県及び松江市は、国と連携し、特定事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報の項目を整理しておくものとする。
- 2．県及び松江市は、住民等への的確な情報伝達体制、防災行政無線、広報車両等の体制・施設等の整備を図るものとする。
- 3．県及び松江市は、国と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置方法、相談体制等について定めておくものとする。
- 4．県及び松江市は、高齢者、障害者、外国人その他のいわゆる災害時要援護者及び一時滞在者に対し、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、適切な情報伝達体制の整備に努めるものとする。
- 5．県及び松江市は、防災無線、有線放送、CATV、ホームページ（インターネット）、広報用電光掲示板、コミュニティー放送局、FM電波を利用した文字多重放送等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。
- 6．県及び松江市は、原子力災害時の広報について協定の締結等報道機関との連携体制を構築する。

第11節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

- 1．県及び松江市は、原子力災害の特殊性を考慮し、住民の混乱と動揺をさけるため、平素から国及び原子力事業者と協力して、以下に掲げる事項の啓発活動を積極的に推進するものとする。

なお、防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の視聴覚や言語等の理解能力に障害等のある災害時要援護者に対しては、自主防災組織やボランティア等の協力を得て、その障害等を考慮した普及・啓発方法を工夫するものとする。

- (1)放射性物質及び放射線の特性に関すること
 - (2)原子力発電所の概要に関すること
 - (3)原子力災害とその特性に関すること
 - (4)放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
 - (5)緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
 - (6)コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
 - (7)緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること
 - (8)その他必要な事項
- 2．県及び松江市は、住民に対し、原子力防災に関する知識の普及及び啓発を図るため、地域の実情に応じ可能な限りその具体的内容を防災無線、有線放送、広報紙、テレビ、ラジオ、パンフレット等の広報媒体を利用し、防災知識の普及を図るものとする。
 - 3．学校等においては、児童生徒に対し、原子力防災についての知識の普及、啓発を推進するものとする。県及び松江市は、学校等に対し、必要な指導、助言を行うものとする。

第12節 防災業務従事者に対する研修

県及び松江市は、緊急時における災害応急対策を円滑かつ効果的に実施するため、防災業務に従事する職員に対し、国及び防災関係機関と連携して、平素から次に掲げる事項の研修を行い、又は参加させるものとする。この場合、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図るものとする。

- 1．原子力防災体制及び組織に関すること
- 2．原子力発電所に関すること

- 3．原子力災害とその特性に関すること
- 4．放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5．モニタリング実施方法及び機器に関すること
- 6．原子力防災対策上の諸設備に関すること
- 7．緊急時に県や国等が講じる対策の内容
- 8．緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- 9．緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
- 10．その他緊急時対応に関すること

第13節 防災訓練等の実施

1．防災訓練の実施

(1) 県及び松江市は、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、

災害対策本部等の設置運営訓練

オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練

緊急時通信連絡訓練

緊急時モニタリング訓練

緊急被ばく医療訓練

周辺住民に対する情報伝達訓練

周辺住民避難訓練

等の防災活動の各要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定し、計画に基づく訓練を定期的に実施するものとする。

(2) 原災法第13条に基づく訓練の実施

県及び松江市は、国が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、県及び松江市が実施する緊急時モニタリング、住民避難、緊急被ばく医療及び住民に対する情報提供等防災対策に関する具体的な訓練シナリオを作成するとともに、訓練の実施計画の企画立案に参画し、国、原子力事業者等と共同して訓練を実施するものとする。

2．実践的な訓練の工夫と事後評価

県及び松江市は、訓練を実施するにあたり、国の助言を受けて作成した想定を踏まえつつ訓練を実施するなど、現場における判断力の向上、迅速、的確な活動に資する実践的なものとなるよう工夫するものとする。県及び松江市は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアル等の作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

県及び松江市は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

第14節 原子力発電所上空の飛行規制

1．国の規制措置等

原子力発電所上空の航空安全確保に関する規制措置については、国の通達（「原子力関係施設上空の飛行規制について」昭和44年7月5日付け空航第263号、運輸省航空局長から地方航空局長あて）により、次のとおりとなっている。県は、国と協力して、この措置の周知徹底に努めるものとする。

(1) 施設付近の上空飛行は、できる限り避けさせること。

(2) 施設付近の上空に係る航空法第81条ただし書（最低安全高度以下の高度での飛行）の許可は行わないこと。

2．事業者は、原子力施設であることを示す黄色の閃光式灯火を設置し、維持管理に努めるものとする。

第15節 災害復旧への備え

県及び松江市は、災害復旧に資するため、国と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第3章 異常時の対策

第1節 基本方針

本章は、県が管理する島根原子力発電所周辺環境放射線モニタリングポスト(以下「モニタリングポスト」という。)で島根県環境放射線情報システム管理運営要領(以下「運営要領」という。)に定める高線量率(以下「異常値」という。)が検出された場合又は発電所から安全協定第10条の異常時における連絡があった場合における災害への拡大の未然防止のための対策を示したものである。

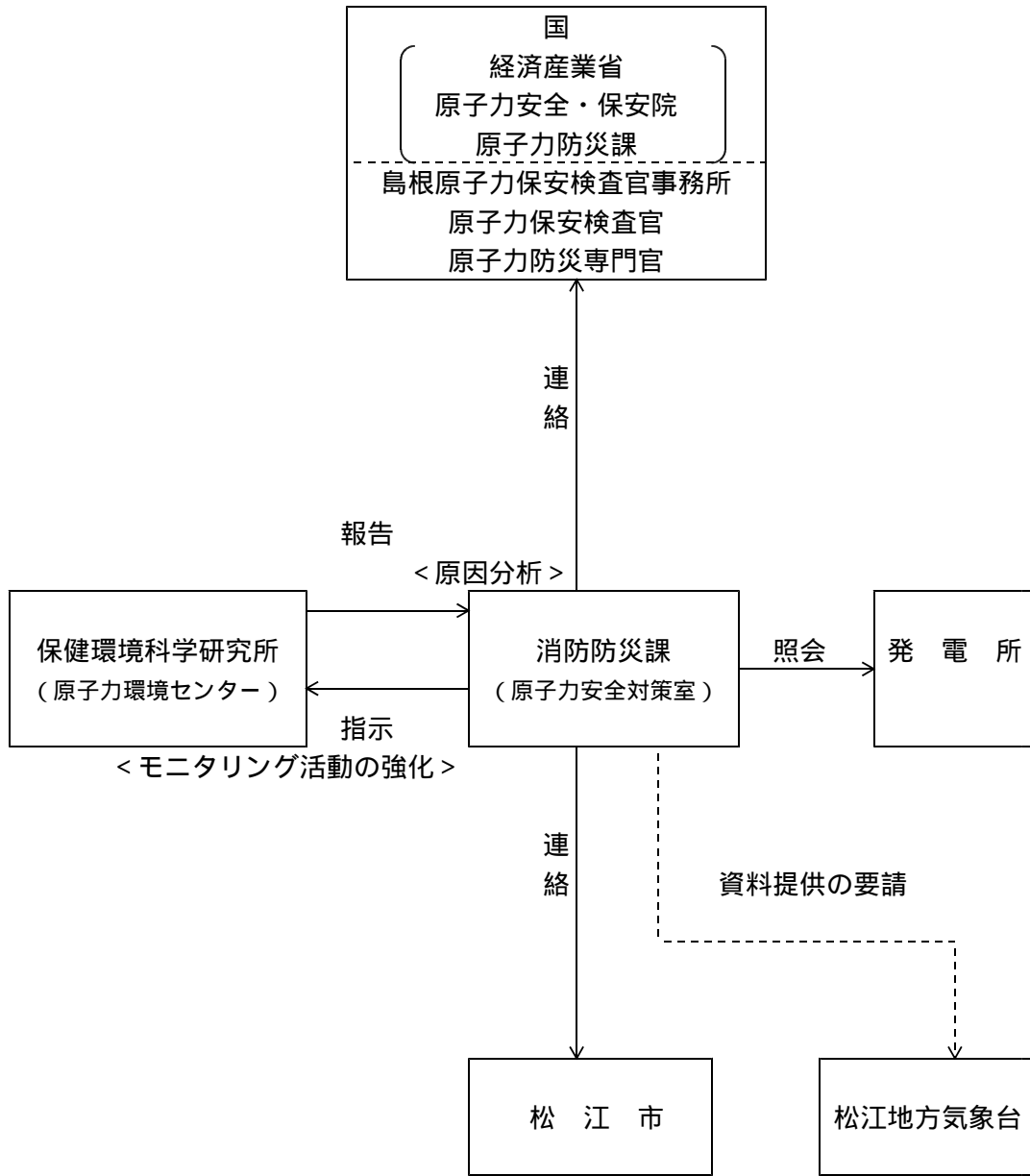
第2節 環境放射線異常時の対策

モニタリングポストで運営要領に定める異常値が検出されたときは、調査を行い、その原因が機器の故障又は自然現象でないと判断される場合には、次の対応をとるとともに国(原子力防災専門官及び経済産業省)へこの旨を連絡する。

この場合において、県は、必要と認めたときは、安全協定第11条による立入調査を行うとともに松江市に対してその状況を連絡するものとする。

1. 核爆発実験等の情報収集
2. モニタリング活動の強化
3. 発電所内の放射線異常の有無の調査
4. その他必要な調査

環境放射線異常時連絡系統図



数字 : 連絡等順番

----- : 必要と認めるとき

第3節 発電所異常時の対策

県は、発電所から安全協定第10条の異常時における連絡があったときは、必要に応じ、国(原子力防災専門官及び経済産業省)、松江市へ連絡する。県は、必要と認めたときは、安全協定第11条による立入調査を行うとともに松江市に対してその状況を連絡するものとする。

第4節 対策会議

対策会議は、本章第2節及び第3節に定める事態が発生した場合において、総務部次長(危機管理)が必要と判断したとき、関係機関が情報の伝達及び県のとるべき措置等について協議するため設置するものとする。

1. 会議の開催

総務部次長(危機管理)は、必要に応じて対策会議を開催するものとする。

2. 会議の構成

対策会議は、総務部次長(危機管理)並びに消防防災課、原子力安全対策室、保健環境科学研究所、広聴広報課、土地資源対策課、医療対策課及び県警本部警備第二課の各課(所・室)長をもって構成するものとする。なお、必要に応じて原子力防災専門官の出席を求めるものとする。

3. 会議構成員の所掌事務

各構成員は必要に応じて次の所掌事務を行う。

(1) 総務部次長(危機管理)

議長

(2) 消防防災課長

対策会議の運営・関係機関との連絡調整、災害対策本部の設置準備等

(3) 原子力安全対策室長

関係機関との連絡調整、緊急時モニタリングセンターの設置検討等

(4) 保健環境科学研究所長

モニタリングの強化、緊急時モニタリングセンターの設置及び緊急時モニタリングの実施

(5) 広聴広報課長

報道機関との連絡調整等

(6) 土地資源対策課長

消防防災課の応援

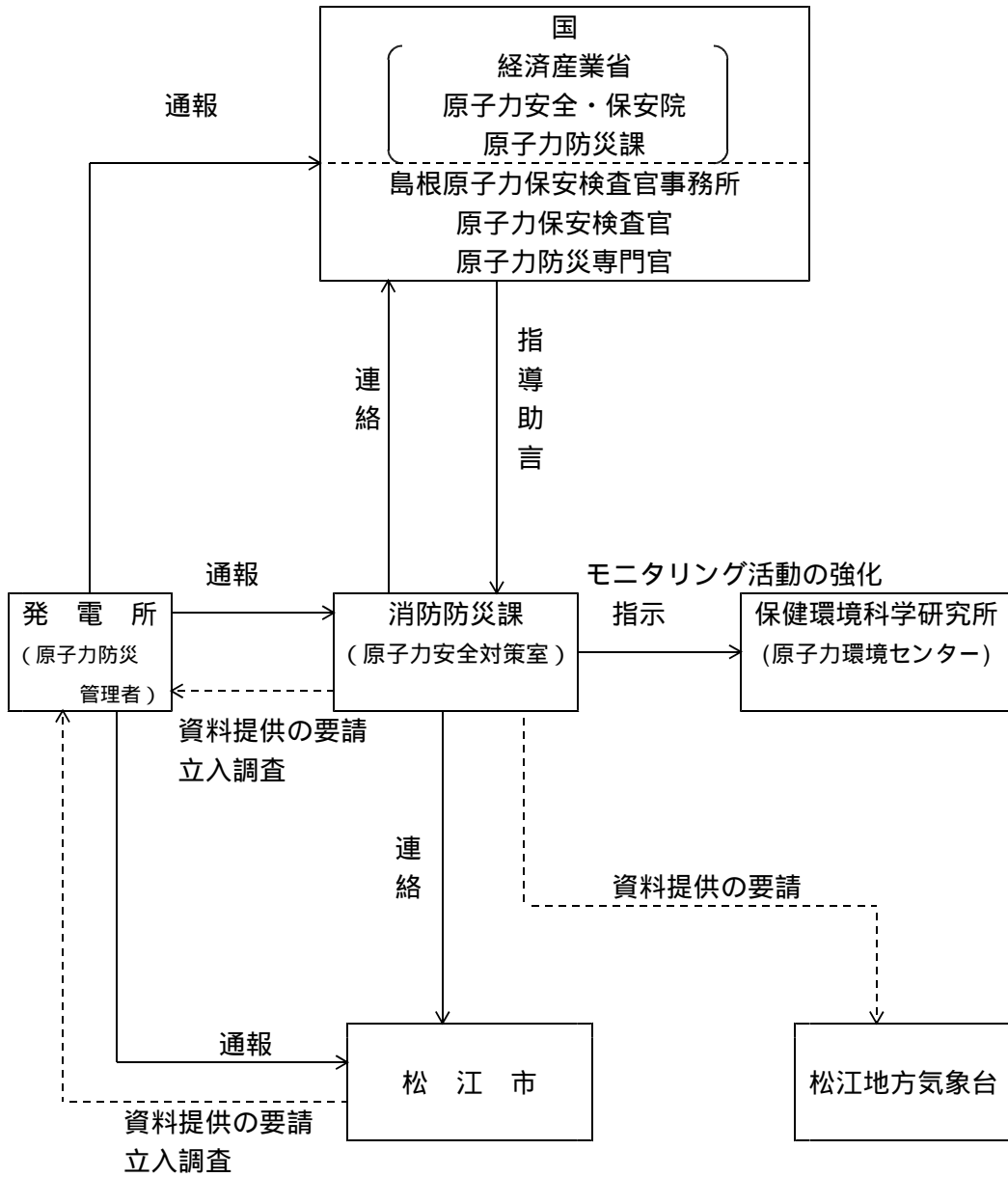
(7) 医療対策課長

防災業務関係者の被ばく管理、緊急時医療センターの設置準備、ヨウ素剤の配布準備等

(8) 県警本部警備第二課長

災害警備活動の準備等

発電所異常時連絡系統図



数字 : 連絡等順番

----- : 必要と認めるとき

第5節 モニタリングの強化及び緊急時モニタリングセンターの設置

県は、周辺環境への放射性物質または放射線の影響を把握するため、必要に応じ、モニタリングの強化、緊急時モニタリングを実施するものとする。

1. モニタリングの強化

原子力安全対策室長は、本章第2節及び第3節に定める事態が発生した場合であって、周辺環境への影響の把握が必要であると判断した場合には、保健環境科学研究所長にモニタリングの強化を指示する。保健環境科学研究所長は、モニタリングの強化を行う。

2. 緊急時モニタリングセンターの設置

(1) 緊急時モニタリングセンターの設置

本章第2節及び第3節に定める事態が発生した場合であって、その事態が特定事象に進展する可能性があるとは判断した場合には、モニタリング活動を統一かつ効果的に実施し、周辺への影響の把握を行うため、知事は、緊急時モニタリングセンター（以下「EMC」という。）を保健環境科学研究所に設置するものとする。

(2) EMCの構成及び機能

EMCには緊急時モニタリングセンター長及び副センター長並びに次表の各班を置く。EMCの構成及び所掌業務は原則次表に掲げるとおりとするが、初期段階または事故の状況等に応じて緊急時モニタリングセンター長が判断するものとする。

緊急時モニタリングセンター長は保健環境科学研究所長をもって充て、EMCを総括する。また、副センター長は原子力環境センター長を充て、緊急時モニタリングセンター長を補佐するとともに、緊急時モニタリングセンター長不在のときはその職務を代行するものとする。

EMCに設置する班は次に掲げる要員をもって構成するものとする。

- ア 松江地方気象台の防災気象官
- イ 中国電力株式会社のモニタリング要員
- ウ 県のモニタリング要員
- エ 松江市のモニタリング要員
- オ 協力機関のモニタリング要員

(3) 関係機関等への協力要請

知事は、EMCを設置したときは、EMCを構成する要員の属する機関及びその他必要な機関に対しモニタリング要員及び資機材の派遣を要請するものとする。

3. 緊急時モニタリングの実施

(1) EMCは、防護対策を実施するための判断資料を得るため緊急時モニタリングを行うものとする。

(2) 緊急時モニタリングセンター長は緊急時モニタリングの活動状況を適宜的確に原子力安全対策室長に報告するものとする。

4. 被ばく管理チームの派遣

本節に定めるところによりEMCが設置されたときは、医療対策課長はモニタリング要員などの被ばく管理にあたるため、関係医療機関に被ばく管理チームの派遣を要請するものとする。

表 E M C の組織構成表

班 名 等	業 務 内 容	備 考
緊急時モニタリングセンター長	E M C を総括、指揮	保健環境科学研究所長
副センター長	緊急時モニタリングセンター長の補佐又は代行 各班の調整、会議の開催	原子力環境センター長
企画・評価班	放出源状況の確認 気象情報の収集 モニタリング結果の解析及び S P E E D I 等による線量予測・評価によりモニタリング計画を策定・修正 公衆実効線量の予測・解析・評価	放射能グループ科長他別に定める要員
情報管理班	県災害対策本部、オフサイトセンター及びモニタリング関係機関との通信連絡 機動モニタリング班等と無線を用いた通信連絡 E M C 内の情報伝達の一括処理 通報、連絡等の伝達情報及び記録票、報告書等の情報共有	
テレメータ監視班	環境放射線情報システム、可搬型モニタリングポストシステム及び大気中放射性ダスト測定システムによる情報の表示・監視 ・空間放射線量率 ・気象 ・サイトデータ（排気筒モニタ、放水路水モニタ等） ・放射性ダスト濃度 S P E E D I 配信図の受信	
試料計測班	G e 半導体 線スペクトロメータで大気中及び環境資料中の放射性物質濃度の測定 熱ルミネセンス線量計、蛍光ガラス線量計及び電子式積算線量計による積算線量の測定	

班 名 等	業 務 内 容	備 考
機動モニタリング班	<p>可搬型モニタリングポスト、積算線量計の設置、回収</p> <p>携帯型サンプラーによる大気中ダストの採取及び固定局のヨウ素フィルターの交換</p> <p>モニタリングカーによる空間線量率測定、大気中放射性ヨウ素測定及び大気中ダスト採取</p> <p>飲料水、農畜産物等の環境試料の採取</p>	
海上モニタリング班	<p>境海上保安部の協力により、海上でサーベイメータを用いた空間線量率測定及び携帯型サンプラーを用いた大気中ダストの採取</p>	
空中モニタリング班	<p>協力機関の要員により、航空機を用いて放射性プルーム上空の空間放射線率測定を行い、放射性物質の放出規模及び拡散範囲等を迅速に把握</p>	
総 務 班	<p>EMC庶務(食料及びその他物資の調達等)</p> <p>要員及び車両の出入管理</p> <p>ポケット線量計及びハンドフットクロスモニタによる個人被ばく量の管理</p> <p>その他、他の班に属さないもの</p>	

第4章 災害応急対策計画

第1節 基本方針

本章は、原災法第10条に基づき発電所から特定事象の通報があった場合の対応及び同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 事故状況等の把握と通報連絡

1. 特定事象の発生

(1) 発電所から特定事象発生通報があった場合の県の行う通報連絡等

発電所の原子力防災管理者は、特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、県をはじめ官邸（内閣官房）経済産業省、文部科学省、内閣府、松江市、県警本部、松江市消防本部、境海上保安部、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するとともに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとする。

なお、県及び松江市は通報を受けた事象に対する発電所への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

経済産業省は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県をはじめ官邸（内閣官房）原子力安全委員会、松江市及び県警本部に連絡するものとしてとされている。

県は、発電所及び経済産業省（原子力防災専門官を含む。）から通報・連絡を受けた事項について、松江市及び関係する指定地方公共機関に通報確認の連絡をするものとする。

また、県は必要に応じて、発電所への立入調査を行うものとする。

原子力保安検査官は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡し、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県をはじめ経済産業省、松江市に連絡することとされている。

(2) 発電所からの通報がない状態において、県が管理するモニタリングポストで特定事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合の県のとるべき対応。

県は、通報がない状態において県が管理するモニタリングポストにおいて、特定事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに原子力防災専門官に連絡するとともに、発電所に確認を行うものとする。

また、県はその原因の解明に努めるとともに、必要に応じて立入調査を行い、松江市に対してその状況を連絡するものとする。

連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、発電所に施設の状況確認を行うよう指示することとされており、県はその結果について速やかに連絡を受けるものとする。

図 特定事象発生時の通報系統図

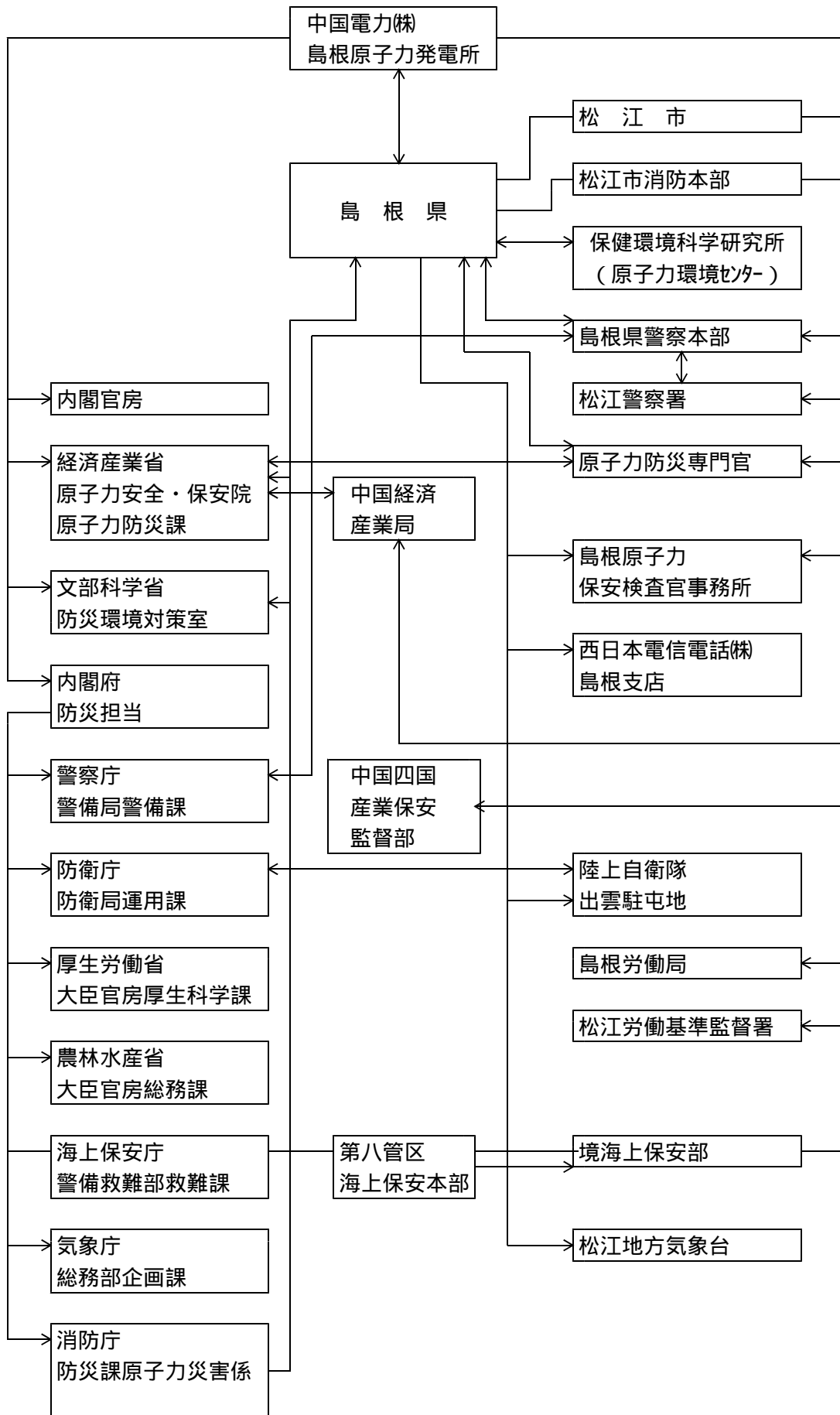


表1 原災法における通報基準、原子力緊急事態の判断基準の内容

<p>通報基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業所の境界付近において、空間放射線量率について1地点で10分以上5 $\mu\text{Sv/h}$以上又は2地点以上で同時に5 $\mu\text{Sv/h}$以上（ガンマ線が1 $\mu\text{Sv/h}$以上の場合、中性子線も測定し、それらの合計の線量が5 $\mu\text{Sv/h}$以上。なお、落雷によるものを除く。） ・排気筒等の通常放出部分で、拡散した後の放射能水準が、原子力事業所の境界付近において5 $\mu\text{Sv/h}$以上に相当するような放射性物質の放出等（累積放出量で管理している場合には、一事象により50 $\mu\text{Sv/h}$以上に相当するような放出） ・火災、爆発等が生じ、管理区域外の場所で、50 $\mu\text{Sv/h}$以上の空間放射線量率又は5 $\mu\text{Sv/h}$以上に相当するような放射性物質の放出等 ・原子力事業所外運搬中に事故が生じ、輸送容器から1m離れた地点で100 $\mu\text{Sv/h}$以上の空間放射線量率又は放射性物質の漏えい等 ・臨界事故の発生又はそのおそれがある状態 ・原子力施設の特性を踏まえた個別の事象であって、軽水炉において制御棒の挿入による原子炉の停止ができないこと等
<p>原子力緊急事態の判断基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業所の境界付近において、空間放射線量率について1地点で10分以上500 $\mu\text{Sv/h}$以上又は2地点以上で同時に500 $\mu\text{Sv/h}$以上（ガンマ線が5 $\mu\text{Sv/h}$以上の場合、中性子線も測定し、それらの合計の線量が500 $\mu\text{Sv/h}$以上。なお、落雷によるものを除く。） ・排気筒等の通常放出部分で、拡散した後の放射能水準が、原子力事業所の境界付近において500 $\mu\text{Sv/h}$以上に相当するような放射性物質の放出等（累積放出量で管理している場合には、一事象により5 mSv/h以上に相当するような放出） ・火災、爆発等が生じ、管理区域外の場所で、5 mSv/h以上の空間放射線量率又は500 $\mu\text{Sv/h}$以上に相当するような放射性物質の放出等 ・原子力事業所外運搬中に事故が生じ、輸送容器から1m離れた地点で10 mSv/h以上の空間放射線量率又は放射性物質の漏えい等 ・臨界事故の発生 ・原子力施設の特性を踏まえた個別の事象であって、軽水炉においてホウ酸水を注入する等の操作によって原子炉の停止ができないこと等

(3) 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

発電所は、県、官邸（内閣官房） 経済産業省、文部科学省、内閣府、松江市、県警本部、松江市消防本部、境海上保安部、原子力防災専門官等に施設の状況、発電所の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書をもって連絡し、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとする。

なお、県及び松江市は通報を受けた事象に関する発電所への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

県は、経済産業省（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、発電所から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

専門家の派遣要請

県は、特定事象発生時の通報がなされた場合、必要に応じ、経済産業省に対して専門的知識を有する職員の派遣を要請する。職員の派遣の要請は、派遣を要請する事由、その他必要な事項を記載した文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又はFAXもしくは電話によることができる。この場合においては、事後速やかに文書を提出するものとする。

県は、松江市及び指定地方公共機関との間において、発電所及び経済産業省から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

県及び松江市は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。

県及び松江市は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

なお、現地事故対策連絡会議が機能した後は、原則として同連絡会議を通じて関係機関相互の連絡をとるものとする。

2. 原子力緊急事態の発生

原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡

県は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る松江市、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて施設の状況の把握を行うプラント班、モニタリング情報の把握を行う放射線班、医療関係情報の把握を行う医療班、住民避難・屋内退避状況の把握を行う住民安全班等の機能別に分けた機能班にそれぞれ職員を配置する。

県は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

原子力防災専門官は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、緊急事態応急対策実施区域に係る県及び松江市をはじめ原子力事業者、関係機関等との間の連絡・調整等を引き続き行うこととされている。

第3節 島根県災害対策本部の設置

知事は、表に示す原子力災害時の災害体制の基準に基づき、島根県災害対策本部を設置する。

表 原子力災害時の災害体制の基準

種 別	基 準
災 害 対 策 本 部	第1次災害体制 ・ 特定事象発生時の通報を受けた場合 ・ 特定事象発生時の通報がなされない場合であっても、原子力防災上必要と認められるとき
	第2次災害体制 ・ 原子力緊急事態宣言が発出された場合 ・ 原子力緊急事態宣言が発出されない場合であっても、原子力防災上必要と認められるとき

1. 島根県災害対策本部の設置

(1) 設置の基準

次の各号に該当するとき、知事は災害対策本部を設置する。

原災法第10条に定める通報が発電所の原子力防災管理者からあったとき

島根県が管理するモニタリングポストにおいて原災法第10条に定める通報を要する基準以上の放射線量が検出されたとき

そのほか、発電所において発生した事故の状況から災害対策本部の設置を要すると知事が判断したとき

(2) 設置場所

災害対策本部は、県庁 6 階防災センターに設置する。

(3) 災害対策本部の設置等の連絡

災害対策本部を設置したときは、その旨を松江市、国（経済産業省、文部科学省、消防庁等）、陸上自衛隊出雲駐屯地、日赤島根県支部、報道機関その他の必要な関係機関に連絡する。

災害対策本部を設置したときは、県本部の標識を県庁正面玄関前及び本部室前に掲示するものとする。

災害対策本部を廃止したときは、 の設置の場合に準じて連絡するものとする。

(4) 災害対策本部の組織

災害対策本部長

災害対策本部の本部長は知事をもって充てる。本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

なお、知事が不在等の非常時には、以下の順位で権限を委譲する。

第 1 順位 副知事

第 2 順位 総務部長

第 3 順位 総務部次長（危機管理）

災害体制及び動員

災害対策本部が設置された場合の災害体制は、次表の災害体制とする。

なお、災害体制別の動員計画は、別に掲げる「災害体制別動員計画」による。

(5) 災害対策本部の事務分掌

次表の事務分掌を基調とし、定めのない事項については、島根県地域防災計画（資料編・島根県災害対策本部規程）の定めるところによる。またこれらに定めのない事項についても、必要に応じて本部長が指示する。

表 災害対策本部の事務分掌

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
政策企画部	部長 政策企画局長	政策企画班	政策企画監	1. 関係省庁の視察に関する事 2. 政策企画局内の連絡調整に関する事
		秘書班	秘書課長	1. 本部長および副本部長の秘書に関する事 2. 災害見舞、視察者等の主要来県者の接遇に関する事 3. 災害功労者の表彰に関する事
	副部長 統括政策企画監	広聴広報班	広聴広報課長	1. 災害対策の広報（報道機関に対する被害の集計、発表は除く）および陳情（市町村）に関する事 2. 通信に関する事 3. 報道機関との連絡調整に関する事 4. 原子力災害合同対策協議会広報班に関する事
総務部	部長 総務部長	総務班	総務課長	1. 私立学校の災害対策に関する事 2. 総務部内の連絡調整に関する事 3. 原子力災害合同対策協議会住民安全班に関する事 4. 総務部庶務班の応援に関する事
		副部長 総務部次長	人事班	人事課長
	財政班	財政課長	1. 災害関係費の予算措置に関する事 2. 陳情書（政府、国会）の作成に関する事 3. 総務部庶務班の応援に関する事	
	税務班	税務課長	1. り災による県税の減免に関する事 2. 総務部庶務班の応援に関する事	
	管財班	管財課長	1. 派遣専門家等応援要員の宿舎に関する事 2. 県有財産、営造物の災害に関する事 3. 原子力災害合同対策協議会運営支援班に関する事	

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
総務部	部長 総務部長	営繕班	営繕課長	1. 原子力災害合同対策協議会運営支援班に関する事
	副部長 総務部次長	庶務班	班長(兼) 総務部次長 (危機管理) 副班長 消防防災 課長	1. 災害対策本部の運営ならびに本部会議に関する事 2. 本部連絡員会議に関する事 3. 各部、班との連絡調整に関する事 (地方機関、県外連絡部を含む) 4. 防災会議その他関係機関との連絡調整に関する事 5. 自衛隊の災害派遣に関する事 6. 被害状況の把握および気象予警報の授受および通報に関する事 7. 被害の集計発表および報告に関する事 8. 県民からの問い合わせおよび情報の提供に関する事 9. 防災行政無線の運用統制に関する事 10. 食糧、飲料水、生活必需品、防災資機材の確保(備蓄)、輸送力の確保(自衛隊関係)に関する事 11. 災害対策情報、モニタリング情報等の収集及び伝達に関する事 12. 専門家の派遣要請に関する事 (消防防災課) 13. 避難その他応急対策等の指示、勧告に関する事 14. 原子力防護資機材の確保に関する事 15. オフサイトセンター及び原子力災害合同対策協議会に関する事 16. 災害救助法の適用に関する事 17. 災害救助法に基づく救助の実施およびその指導に関する事
地域振興部	部長 地域振興部長	地域政策班	地域政策課長	1. 地域振興部内の連絡調整に関する事 2. 交通対策班の応援に関する事
	副部長 地域振興部次長	市町村班	市町村課長	1. 被災市町村の行財政運営に対する助言及び情報提供に関する事

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
地域振興部	部長 地域振興部長	交通対策班	交通対策課長	1. 災害時における公共交通機関の運行状況の把握に関する事 2. 災害時における輸送力の確保（民間）に関する事
	副部長 地域振興部次長	情報政策班	情報政策課長	1. 災害時の情報システムによる県民向け情報提供支援に関する事
		土地資源対策班	土地資源対策課長	1. 電力事業者の被害状況の把握に関する事 2. 交通対策班の応援に関する事
環境生活部	部長 環境生活部長	環境生活総務班	環境生活総務課長	1. 環境生活部内の連絡調整に関する事 2. ボランティアに関する事 3. 災害時における物価対策に関する事
	副部長 環境生活部次長	文化国際班	文化国際課長	1. 災害時、県内在住外国人への情報提供に関する事
		環境政策班	環境政策課長	1. モニタリング要員に関する事
		廃棄物対策班	廃棄物対策課長	1. モニタリング要員に関する事
健康福祉部	部長 健康福祉部長	健康福祉総務班	健康福祉総務課長	1. 被災世帯に対する災害援護資金・生活福祉資金の融資および弔慰金等の支給に関する事 2. 被災者に対する生活保護法の適用に関する事 3. 健康福祉部内の連絡調整に関する事
	副部長 健康福祉部次長	医療対策班	医療対策課長	1. 緊急時医療センターに関する事 2. 医療、助産施設の災害対策に関する事 3. 原子力災害合同対策協議会医療班に関する事
		高齢者福祉班	高齢者福祉課長	1. 老人福祉施設の災害対策に関する事 2. 義えん物資の受付および配分に関する事 3. 災害救助の応援に関する事

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
健康福祉部	部長 健康福祉部長	青少年家庭班	青少年家庭課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童福祉施設（障害児施設を除く）の災害対策に関すること 2. 被災母子世帯に対する母子福祉資金および被災寡婦世帯に対する寡婦福祉資金の融資に関すること 3. 災害救助の応援に関すること
		障害者福祉班	障害者福祉課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、児童福祉施設（障害児施設に限る）、精神障害者社会復帰施設等の災害対策に関すること 2. 被災者に対する身体障害者福祉法の適用に関すること 3. 災害救助の応援に関すること
	副部長 健康福祉部次長	健康推進班	健康推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険関係施設の災害対策に関すること 2. 保健・栄養指導に関すること 3. 災害救助の応援に関すること
		薬事衛生班	薬事衛生課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医薬品および衛生材料の調達（流通）に関すること 2. 上水道施設の災害対策に関すること 3. 飲料水に関すること
		保健環境科学研究班	保健環境科学研究所長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境放射線モニタリングに関すること 2. 緊急時モニタリングセンターに関すること 3. 原子力災害合同対策協議会放射線班に関すること
農林水産部	部長 農林水産部長	農林水産総務班	農林水産総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農林水産部内の連絡調整に関すること
		農業経営班	農業経営課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農業災害補償に関すること 2. 被害農家に対する融資に関すること
	副部長 農林水産部次長	生産振興班	農畜産振興課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食糧の確保（流通）およびあっせんに関すること 2. 農作物、養蚕の災害対策に関すること 3. 種苗、生産資材等に関すること 4. 農産物の採取、出荷の規制に関すること 5. 農産物の風評被害対策に関すること

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
農林水産部	部長 農林水産部長	畜産振興班	農畜産振興課長	1. 畜産対策に関すること 2. リ災家畜の収容等に関すること 3. 家畜、畜産物の流通、確保等に関すること
	副部長 農林水産部次長	水産班	水産課長	1. 漁業無線に関すること 2. 漁船および小型船舶に関すること 3. 水産業に対する融資に関すること 4. 水産物の災害対策に関すること 5. 水産物の採取、出荷の規制に関すること 6. 水産物の風評被害対策に関すること
商工労働部	部長 商工労働部長	商工政策班	商工政策課長	1. 商工労働部内の連絡調整に関すること
	副部長 商工労働部次長	観光振興班	観光振興課長	1. 観光施設の災害対策に関すること 2. 観光施設における風評被害対策に関すること
		経営支援班	経営支援課長	1. リ災中小企業に対する金融に関すること 2. 商工会議所、商工会および中小企業団体中央会等の連絡に関すること 3. 生活必需品の確保（流通）に関すること 4. 商業関係施設の災害対策に関すること 5. 物資の流通に関すること
		労働政策班	労働政策課長	1. 被災労働者の福祉対策および金融措置に関すること 2. リ災者の雇用機会の確保に関すること
土木部	部長 土木部長	土木総務班	土木総務課長	1. 建設業者への連絡に関すること 2. 土木部内の連絡調整に関すること
	副部長 土木部次長	道路維持班	道路維持課長	1. 道路の通行の確保に関すること
		道路建設班	道路建設課長	1. 道路の通行の確保に関すること
		高速道路推進班	高速道路推進課長	1. 道路の通行の確保に関すること

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
出納部	部長 出納長 副部長 副出納長	会計班	会計課長	1. 庁用乗用自動車に関する事 2. 義援金の受付に関する事
企業部	部長 企業局長 副部長 企業局次長	総務班	総務課長	1. 災害関係費の予算措置に関する事 2. 企業部内の連絡調整に関する事 3. 総務部庶務班の応援に関する事
教育部	部長 教育長	総務班	総務課長	1. 災害対策関係職員の動員に関する事 2. 教育部内の各班の連絡調整に関する事
		教育施設班	教育施設課長	1. 教育施設の災害対策に関する事
	副部長 教育次長	高校教育班	高校教育課長	1. 応急教育に関する事 2. り災生徒の育英奨学に関する事
		義務教育班	義務教育課長	1. 応急教育に関する事 2. り災生徒の育英奨学に関する事
		保健体育班	保健体育課長	1. り災生徒・児童の保健衛生に関する事 2. 災害時における学校給食対策に関する事
		生涯学習班	生涯学習課長	1. 社会教育施設の災害対策に関する事 2. 防災活動に協力する婦人会、青年団の連絡調整に関する事
		人権同和教育班	人権同和教育課長	1. 教育集会所の災害対策に関する事 2. り災生徒の島根県教育委員会奨学資金に関する事
		福利班	福利課長	1. 教職員等のり災給付に関する事

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
公安部	部長 警察本部長	総括班	警備第二課長	1. 関係機関との連絡に関する事 2. 警察本部の庶務に関する事 3. 公安部内の調整に関する事 4. 他の班に属しない事項に関する事
	幕僚 刑事部長	実施班	(兼) 警備第二課長	1. 災害警備活動計画の策定に関する事 2. 警備部隊の活動運用に関する事 3. 通報連絡の伝達に関する事 4. 被害調査ならびに統計に関する事 5. 救出、救助に関する事
	生活安全部長			
	交通部長	情報班	警備第一課長	1. 情報の収集と分析、検討に関する事
	警察学校長	交通規制班	交通企画課長	1. 交通の確保および規制、広報に関する事 2. 緊急通行車両等の確認事務に関する事
	通信部長	交通捜査班	交通指導課長	1. 交通事故、事件の捜査に関する事
		広報班	広報官	1. 警察関係災害広報に関する事
		補給班	会計課長	1. 警備部隊の寄宿、給与に関する事 2. 警察関係施設の被害調査に関する事
		情報管理班	情報管理課長	1. 情報の分析、提供に関する事 2. 被害調査結果の電算処理に関する事
		装備班	警務課長	1. 装備資材の補給整備に関する事 2. 招集に関する事 3. 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する事
		監察班	監察課長	1. 警察活動に対する苦情等の処理に関する事
		受援連絡班	教養課長	1. 特別派遣部隊の受け入れに関する事
	救護班	厚生課長	1. 警備要員の救護に関する事	

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
公安部	部長 警察本部長	検視班	捜査第一課長 鑑識課長	1. 身元不明者の手配に関する事 2. 検視に関する事 3. 鑑識活動に関する事
	幕僚 刑事部長	捜査班	捜査第二課長 (兼)捜査第一課長	1. 犯罪の捜査に関する事
	生活安全部長	生活安全班	生活安全企画課長	1. 生活安全情報の収集及び提供に関する事 2. 警備業協会との情報連絡及び指導運用に関する事 3. 自主防犯組織の指導に関する事 4. 警察安全相談に関する事 5. ボランティア団体との連携に関する事 6. 迷子等要保護者対策の実施に関する事
	交通部長			
	警察学校長			
	通信部長	地域班	地域課長	1. 緊急事態応急対策区域の警戒活動に関する事 2. 避難所及び避難民対策に関する事。
		通信指令班		1. 無線通信の運用に関する事 2. 通信統制に関する事 3. 警察用航空機の運用に関する事
		保安班	生活保安課長	1. 悪徳商法、暴利行為等取締りに関する事 2. 危険物の取締りに関する事
	機動通信班	機動通信課長	1. 通信施設の整備管理に関する事 2. 非常通信に関する事	

(6) 地方機関の所掌事務

県災害対策本部は、下記の事務分掌を基本とし、東部県民センター管内地方機関その他の必要な地方機関に対して、必要な事務について指示するものとする。

県民センター	1．緊急時モニタリングセンターの支援に関すること 2．広域避難所の運営支援に関すること
保健所	1．緊急時モニタリングセンターの支援に関すること 2．緊急時医療センターの支援に関すること 3．災害救助法に基づく救助の実施に関すること 4．被災者の生活援助に関すること 5．飲料水に関すること
農林振興センター	1．緊急時モニタリングセンターの支援に関すること 2．農林畜産被害の把握及び報告に関すること 3．家畜の保健、衛生の災害対策に関すること
水産事務所	1．水産関係被害状況の把握及び報告に関すること
水産技術センター-浅海グループ	1．緊急時モニタリングセンターの支援に関すること
県土整備事務所	1．緊急時モニタリングセンターの支援に関すること
教育事務所	1．小・中学校の被害状況の把握及び報告に関すること

(7) 災害対策本部の廃止

知事は、次の場合に島根県災害対策本部を廃止する。

発電所の事故が終結し、災害応急対策が完了し、各種制限措置の解除が完了したとき、又は対策の必要がなくなると認められるとき。

第4節 緊急時モニタリングセンターの移管及び緊急時モニタリングの実施

1．基本方針

県は、放射性物質または放射線による周辺への影響の把握という観点から、緊急時モニタリングセンターによる緊急時モニタリングを実施する。

2．緊急時モニタリングセンターの移管

(1) 緊急時モニタリングセンターの移管

災害対策本部を設置したときは、第3章第5節で設置した緊急時モニタリングセンター（以下「E M C」という。）は対策本部の附属機関に移管する。

なお、第3章において、E M Cを設置していない場合には、対策本部を設置したとき、保健環境科学研究所にE M Cを設置するものとする。

(2) E M Cの構成及び機能

第3章第5節に定めるところによる。

(3) 関係機関等への派遣要請

知事は、必要に応じ、経済産業省または国の原子力災害現地対策本部長に対し、国の緊急時モニタリング要員の派遣を要請するものとする。

知事は、空中及び海上のモニタリングを必要と認めたときは、陸上自衛隊中部方面総監部、海上自衛隊舞鶴地方総監部及び第八管区海上保安本部へ派遣を要請するものとする。

3．緊急時モニタリングの実施

E M Cは、各種の防災対策を効果的かつ総合的に実施するための判断資料を得るため緊急時モニタリングを段階的に行うものとする。

モニタリング結果については、特定事象発生時には、県災害対策本部、経済産業省、文部科学省、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議へ連絡する。緊急事態宣言発出後については、原子力災害合同対策協議会放射線班と連携してモニタリングを実施し、その結果を県災害対策本部及び原子力災害合同対策協議会放射線班へ連絡する。

(1) 第1段階のモニタリング

立入制限、避難等の防護措置を適宜的確に講ずるため、空間放射線量率、大気中のヨウ素濃度等の測定を行い、その結果及びS P E E D Iネットワークシステム等の情報をもとに予測線量を迅速に推定する。

(2) 第2段階のモニタリング

飲料水の摂取制限・農林水産物の摂取及び出荷制限等の措置並びに各種の防護措置の解除を適宜的確に講ずるため、第1段階のモニタリングの結果、必要と考えられる地域又は地点で試料の採取、計測及び積算線量の測定を行い、また、第1段階のモニタリングにより、さらに広範囲の地域において住民の線量及び環境の汚染状況の把握を行い、環境の汚染状況を評価するものとする。

第5節 緊急時医療センターの設置及び緊急被ばく医療等の措置

1. 緊急時医療センターの設置

県は、災害対策本部を設置したときは、緊急時の医療活動を統一かつ効果的に実施するため、災害対策本部の附属機関として緊急時医療センターを健康福祉部内に設置する。

(1) 緊急時医療センターの構成及び機能

緊急時医療センター長は医療対策課長をもって充てる。

緊急時医療センターに班を置くものとする。

緊急時医療センターは、緊急時医療センター長及び次に掲げる要員をもって構成するものとする。

ア 派遣医療チームの要員

イ 日赤島根県支部から派遣された救護チームの要員

ウ 島根県医師会から派遣された協力救護チームの要員

エ 公的病院等から派遣された救護チームの要員

オ 県に勤務する医療関係従事者

カ 消防機関から派遣された救急隊員

緊急時医療センターに医療本部を置くものとする。

ア 医療本部は、EMC及び原子力災害合同対策協議会医療班と緊密な連携のもとに次の事項を処理するものとする。

a 防災業務関係者の被ばく管理計画、緊急被ばく医療活動計画等の企画及び立案並びに班の指揮及び総括に関すること。

b 災害対策本部に対する専門事項の助言並びに要員及び医療機材等の確保要請に関すること。

イ 医療本部は次の者をもって構成するものとする。

a 緊急時医療センター長

b 島根県医師会の要員

c 日赤島根県支部の要員

d 島根県放射線技師会の要員

e 島根県立中央病院の要員

f 島根県医療対策課職員

ウ 医療本部は、緊急時医療センター長が総括するものとする。

緊急時医療センター長は、医療本部の処理状況を適宜的確に災害対策本部及び原子力災害合同対策協議会医療班に報告するものとする。

知事は、緊急被ばく医療体制を整備強化するため、緊急時医療センターを構成する要員の属する機関に対し、医療関係従事者及び機材の派遣を要請するものとする。

(2) 班の構成及び業務

緊急時医療センターには、下記の業務を行う医療班を設置する。

なお、活動に際しては原子力災害合同対策協議会医療班と効果的に連携するものとする。

被ばく管理チーム

防災業務関係者の無用の被ばくを避けるため、関係機関の長と緊密な連携を保ち、TLD等の個人被ばく測定器、防護具の着用等の措置を行い、被ばく管理に万全を期するものとする。

スクリーニングチーム

避難所（救護所）等において、住民の体表面汚染密度や鼻腔汚染の測定及び問診による被ばく者のスクリーニングを行う。

救護チーム

一般傷病のある者の応急手当及び健康相談を行う。

診断除染チーム

1次スクリーニングレベルを越す住民に対して、汚染衣服等の管理、鼻腔スミアの採取及び除染を行う。

2. 緊急被ばく医療活動

(1) 医療活動は次により措置するものとする。

初期被ばく医療

避難所（救護所）等において、一般的な傷病の有無をチェックするとともに、体表面汚染密度や鼻腔汚染を測定し、1次スクリーニングレベルを越す住民に関しては除染を行い、放射性ヨウ素による甲状腺の内部（体内）汚染のサーベイランスを行う。

創傷汚染等の被ばく医療を要する患者は、原子力災害合同対策協議会医療班もしくは避難所等の医師の指示により、初期被ばく医療の外来対応が可能な医療機関か二次被ばく医療機関に転院搬送する。

原子力施設内で汚染患者が発生した場合は、事業所内救急医療施設において、除染や汚染のサーベイランスを行い、必要に応じて初期・二次被ばく医療機関に移送する。

原子力施設に隣接する初期被ばく医療機関は、避難所や原子力施設から搬送された汚染を伴う救急患者の外来治療を行う。

初期被ばく医療機関は、松江赤十字病院及び松江市立病院が担う。

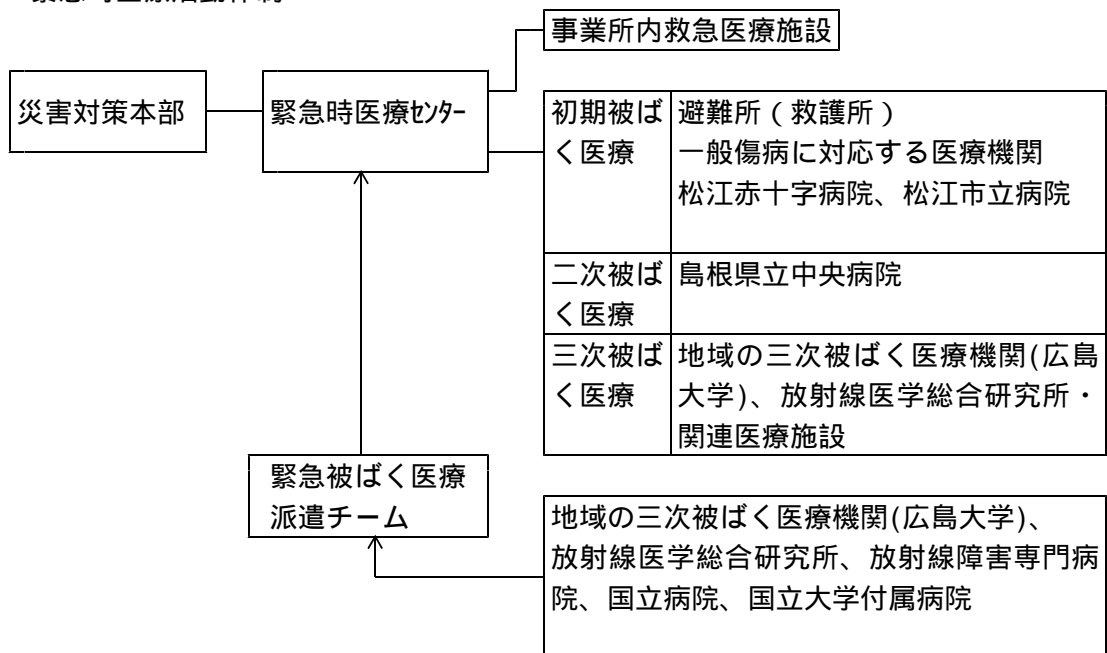
二次被ばく医療

初期被ばく医療の後、汚染の残存する者及び相当程度の被ばくをしたと推定される者に対しては、島根県立中央病院において、専門的な個人線量評価、局所被ばく患者の診断・治療の開始、汚染を伴う合併損傷の治療、とりわけ救急医療の施行、高線量被ばく患者の診断・線量評価・治療の開始、内部汚染に対する診断・治療の開始、重症患者の後方搬送の判断等被ばく患者の入院加療を含む医療を行う。

三次被ばく医療

地域の三次被ばく医療機関(広島大学)、放射線医学総合研究所及びその関連医療施設において、専門的な個人線量評価、局所被ばく患者の治療高線量被ばく患者の治療、重症合併損傷の根本的治療等内部汚染患者の治療を行う。

緊急時医療活動体制



- (2) 医療班等は、必要に応じて地域の三次被ばく医療機関(広島大学)及び放射線医学総合研究所を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの指導を受けるなどにより、住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じ治療を行うものとする。また、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。
- (3) 県は、原子力災害合同対策協議会の協議に基づき、原子力災害現地対策本部より、安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合は、住民等の放射線防護のため、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。なお、緊急の場合は、医師の指導に基づき服用を指示するものとする。

第6節 原子力災害合同対策協議会等への出席等

1. 現地事故対策連絡会議への派遣

県は、特定事象発生の通報を受けた場合、直ちにオフサイトセンターの設営準備への協力を行う。

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際、これに県の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣する。

県は、派遣した職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行う。

2. 原子力災害合同対策協議会への派遣

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、県は、あらかじめ定められた者をこれに出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議するものとする。

また、県は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、施設の状況の把握等を行うプラント班、モニタリング情報の把握等を行う放射線班、医療関係情報の把握等を行う医療班、住民避難・屋内退避の状況の把握等を行う住民安全班、合同対策協議会運営の事務局をつとめる総括班、プレス対応及び住民広報を行う広報班、オフサイトセンターの管理等を行う運営支援班等の活動に従事させるものとする。

さらに、オフサイトセンターと県災害対策本部との連絡調整のための職員を派遣するものとする。

第7節 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

県は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき他都道府県等に対し速やかに応援要請を行うものとする。県は、原子力緊急事態宣言が発出された場合は、原則として緊急消防援助隊の応援要請の準備を行うものとし、出動要請の必要があると認める場合又は、松江市から要請があった場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請するものとする。

県警察は、必要に応じ、県公安委員会を通じ全国都道府県警察に対して広域緊急援助隊等の出動を要請し、社会秩序の維持等の活動について応援を求めるものとする。

(2) 職員の派遣要請等

知事は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

知事は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

第8節 自衛隊の派遣要請等

知事は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は松江市長から要請があった場合、原子力災害現地対策本部設置前においては、直ちに自ら派遣を要請し、原子力災害現地対策本部設置後においては、オフサイトセンターにおける緊急事態応急対策に関する事項を踏まえ、知事又は原子力災害現地対策本部長が直ちに派遣を要請するものとする。

第9節 防災業務関係者の安全確保

県は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

1. 防災業務関係者の安全確保方針

県は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

2. 防護対策

- (1) 災害対策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

また、災害対策本部長は、松江市やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

- (2) 防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、災害対策本部長は、関係機関に対し防護資機材の調達の要請を行うものとする。

さらに、防護資機材が不足する場合には、関係機関に対し原子力合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。

3. 防災業務関係者の被ばく管理

- (1) 防災業務関係者の被ばく管理については、防災指針に定められた防護指標に基づき行うものとする。

災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で50mSvを上限とする。

ただし、防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する者（例えば、当該原子力事業者の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣された専門家、警察関係者、消防関係者、自衛隊員、緊急医療関係者等）が災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100mSvを上限とする。

と の防災業務に繰り返し従事する場合は、実効線量で100mSv（5年間）を上限とする。

なお、これらの防災業務関係者の放射線防護に関する指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくする努力が必要である。また、妊娠中の女性については、被ばくの可能性がある場での業務を行うことはないよう努めるものとする。

- (2) 防災業務関係者の被ばく管理は、緊急時医療センターと各機関が連携し、適切に行う。
(3) 緊急時医療センターは、緊急被ばく医療現地派遣チームと連携のもと、被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて、専門医療機関等の協力を得るものとする。

さらに、被ばく管理の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国(原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部)に対し、緊急被ばく医療派遣チームの派遣要請を行うものとする。

- (4) 県は、応急対策活動を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする

る。

- (5) 県は、応急対策活動を行う防災業務関係者の安全確保のため、オフサイトセンターにおいて、国、松江市及び発電所等と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第10節 住民等への的確な情報伝達活動

1. 住民等への情報伝達活動

- (1) 県は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとする。
- (2) 県は、住民等への情報提供にあたっては国と連携し、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、国や松江市と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。
- (3) 県は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。
- なお、その際、民心の安定及び高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他のいわゆる災害時要援護者に配慮した伝達を行うものとする。
- (4) 県は、原子力災害合同対策協議会の場合を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体及び原子力事業者と相互に連絡をとりあうものとする。
- (5) 県は、情報伝達に当たって、防災無線、有線放送、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

2. 住民等からの問い合わせに対する対応

県は、国、松江市と連携し、必要に応じ、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立するものとする。また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第11節 屋内退避、避難収容等の防護活動

1. 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

(1) 県

県は、原子力緊急事態宣言が発出された場合における内閣総理大臣の指示、また、原子力災害合同対策協議会の協議に基づく国の指示に従い、松江市に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するものとする。また、自ら避難等の措置が必要であると判断した場合においても、松江市に対し必要な指示を行うものとする。

県は、住民等の避難誘導にあたっては、松江市に協力し、避難所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、松江市から輸送支援等の要請があったときには、関係機関と連携し、必要な支援を行う。

松江市は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等により住民等の避難状況を確認するものとする。松江市は確認の結果を県に連絡するものとする。

県は、避難等の措置を実施する場合には、報道機関に対して放送要請を行うものとする。

県は、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、災害対策基本法第72条第1項の規定に基づき、受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。

なお、この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町に対し避難所となる施設を示すものとする。

屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	・放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

注) 1. 予測線量は、災害対策本部等において算定し、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示が行われる。

2. 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

(2) 松江市

松江市は、原災法第15条第3項に基づく内閣総理大臣の指示、また、原子力災害合同対策協議会の協議に基づく国の指示に従い、又は自ら避難が必要であると判断したとき、避難計画に基づいて住民に避難措置を指示するものとする。

避難措置の指示を行う場合は、次の事項を住民に徹底させるものとする。

ア 屋内退避、避難又はコンクリート屋内退避の別及びその理由

イ 避難対象地域（海域を含む）

ウ 避難経路及び避難先

エ 避難時の留意点

テレビ、防災無線、広報車等により、災害対策本部が発表する情報に従い、落ち着いて行動する。避難等の際には、地区の責任者等の指揮に従い互いに協力し、秩序ある行動をとる。

なお、指定された避難所以外に避難する場合には事前に隣人等に連絡する。

オ その他必要な事項

避難する場合は、乳幼児、妊産婦、病人、心身障害児(者)、ねたきり老人等に配慮するものとし、地区の責任者、消防職(団)員、警察官及び海上保安官等の協力を得て円滑に実施するものとする。

避難対策の実施状況を逐次知事及び原子力災害合同対策協議会住民安全班に報告するものとする。

避難措置の実施にあたり、輸送支援等必要な対策について、知事に支援を要請するものとする。

(3) 緊急事態応急対策実施区域を管轄する松江市への応援

知事から災害対策基本法第72条に基づき緊急事態応急対策実施区域を管轄する松江市への応援の指示を受けた市町村は、全機能を傾注し次の対策にあたるものとする。

広域避難所を開設し、責任者の派遣、物資の確保、食糧の供給、医療助産、相談所の設置等必要な措置を行うものとする。

広域避難所を開設したときは、知事に直ちに次の事項を報告するものとする。

ア 広域避難所開設の日時及び場所

イ 広域避難所開設数及び収容人員

2. 災害時要援護者への配慮

県は、松江市に協力し、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他のいわゆる災害時要援護者に十分配慮するものとする。特に、高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊婦の避難所での健康状態の把握等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供、生活環境についても十分配慮するものとする。

3. 避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

県は、松江市長が避難を勧告又は指示した区域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう県公安委員会等関係機関に要請するものとする。

4. 飲食物、生活必需品等の供給

県は、松江市からコンクリート屋内退避所、避難所等において必要となる飲食物、生活必需品等の調達等への協力要請を受けた場合、又は状況等から判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行うものとする。

第12節 犯罪の予防等社会秩序の維持

県は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における犯罪の予防等社会秩序の維持について治安当局と協議し、万全を期すものとする。

特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域については、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるものとする。

第13節 飲料水、飲食物の摂取制限等

1. 飲料水、飲食物の摂取制限

県は、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえた国の指導・助言、指示又は自らの判断及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、次表の「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとるよう松江市に指示するものとする。

飲食物摂取制限に関する指標

対 象	放 射 性 ヨ ウ 素 (混合核種の代表核種：I - 131)
飲 料 水	3 × 10 ² Bq / kg 以上
牛乳・乳製品	
野 菜 類 (根菜、芋類を除く。)	2 × 10 ³ Bq / kg 以上

対 象	放 射 性 セ シ ウ ム
飲 料 水	2 × 10 ² Bq / kg 以上
牛乳・乳製品	
野 菜 類	5 × 10 ² Bq / kg 以上
穀 類	
肉・卵・魚・その他	

2. 農林水産物の採取及び出荷制限

県は、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえた国の指導・助言及び指示又は自らの判断に基づき、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置を行うとともに市町村に指示するものとする。

3. 飲料水及び飲食物の供給

県は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を市町村に指示した時は、県地域防災計画（風水害等編）第2章24節の給水計画及び第2章23節の食糧供給計画に基づき、市町村と協力して関係住民への応急措置を講ずるものとする。

第14節 緊急輸送

1. 緊急輸送の順位及び範囲

県は、松江市及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、調整するものとする。

緊急輸送の順位		緊急輸送の範囲
第1順位	・人命救助、救助活動に必要な輸送 ・緊急事態対応方針決定会議のメンバー	・救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材 ・負傷者 ・国、県、市の対策本部長等
第2順位	・避難者の輸送 ・災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送	・避難者 ・災害応急対策要員 (国の現地本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員)
第3順位	・災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送	・災害応急対策要員 (第2順位を除く国の現地本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、情報通信要員)
第4順位	・住民の生活を確保するために必要な物資の輸送	・コンクリート屋内退避所、避難所を維持管理するために必要な人員、資機材、食料、飲料水等生活に必要な物資
第5順位	・その他災害に緊急対策のために必要な輸送	

2. 緊急輸送体制の確立

(1) 県は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

この場合、災害対策本部内に輸送手段の把握管理を行う担当者を定め、競合や過不足の生じないように調整させるものとする。

(2) 県は、人員、車両等に不足が生じたときは、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ周辺市町村や隣接県に支援を要請するものとするものとする。

(3) 県は、(2)によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

3. 国等から派遣される専門家等の現地への円滑な移動

県警察は、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関しては、あらかじめ定めた手続等に従い適切に実施するものとする。

第15節 立入制限及び交通規制

1. 立入制限

県は、屋内退避が決定された場合にあっては、該当地区(海域を含む。)に対しては、当該地区住民及び防災関係従事者以外の者の立入を制限するよう松江市に指示するものとする。

2. 立入禁止措置

県は、避難またはコンクリート屋内退避が決定された場合にあっては、該当地区(海域を含む。)に対しては、防災業務従事者以外の者の立入を禁止するよう松江市に指示するものとする。

3. 交通規制

(1) 県公安委員会は、必要があると認めるときは応急対策を円滑に実施するため段階的に次に掲げる広域交通規制を実施するものとする。

立入制限地区への車両進入に対する交通規制

避難指定路及び応急対策用緊急輸送路に対する交通規制

(2) 県公安委員会は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、交通規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

(3) 県公安委員会及び県道路管理者は、交通規制に当たって、県災害対策本部において、相互に密接な連絡をとるものとする。

第16節 救助・救急及び消火活動に関する応援要請等

1. 県は、松江市の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ他都道府県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。

2. 県は、松江市から救助・救急及び消火活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県内他市町村、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

3. 県は、松江市から他都道府県の応援要請を求められた場合又は周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った松江市に連絡するものとする。

なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

(1) 救助・救急及び火災の状況、並びに応援要請の理由、応援の必要期間

(2) 応援要請を行う消防機関の特殊災害部隊及び車両と人員

(3) 松江市への進入経路及び集結(待機)場所

4. 県は自ら必要と認める場合又は松江市等から被ばく者の放射線障害専門病院等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。

第5章 災害復旧計画

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 放射性物質による汚染の除去等

県及び松江市は、国、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を行うものとする。

第3節 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリング等による地域の調査等に基づく国が派遣する専門家、原子力安全委員会緊急事態応急対策調査委員等の判断等を踏まえた国の指示、指導、助言に基づき、原子力災害応急対策として実施された避難等の措置、立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

第4節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、関係機関及び原子力事業者と協力して環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。

第5節 損害賠償の請求等に必要な資料の調整

1. 被災地住民の登録

知事は、将来の医療措置、損害賠償の請求等に資するため、原則避難所に収容措置をとった住民に対し、別に定める「被災地住民登録票」により災害発生時にその地域に所在した旨の証明、避難所においてとった措置等を登録するよう松江市長に指示するものとする。

2. 損害調査の実施

知事は、損害賠償の請求に資するため、次に掲げる事項に起因して被災地住民が受けた損害を調査するよう松江市長に指示するものとする。

- (1) 避難措置
- (2) 飲料水、飲食物、農林水産物等に対する各種制限措置
- (3) 立入制限措置
- (4) 農耕制限措置
- (5) 漁獲制限措置
- (6) その他必要と認める事項

3. 災害対策措置状況の記録

県は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

第6節 風評被害等の影響の軽減

県及び松江市は、国と連携し、また、農林水産業関係者、商工観光業関係者、報道機関等の協力を得て風評被害対策連絡会議を設置し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行うものとする。

第7節 被災中小企業等に対する支援

県及び松江市は、国と連携し、中小企業制度融資資金貸付制度等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第8節 心身の健康相談体制の整備

県及び松江市は、国とともに、原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するものとする。

第9節 物価の監視

県は、国と連携し、生活必需品の価格の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。

策定の経過

昭和38年6月	島根県地域防災計画（以下「県防災計画」という）作成
昭和45年	第7次修正（放射性物質放出災害予防関連を挿入）
昭和48年4月	第10次修正（原子力防災関連について原稿体系（S55）に修正）
昭和54年6月1日	島根県防災会議で「原子力災害関連」の見直し検討を原子力防災部会に附託
昭和54年6月12日	県防災計画を補完運用するものとして原子力発電所防災対策暫定取扱要綱（以下「暫定取扱要綱」という）を決定
昭和54年6月14日	島根県防災会議原子力防災部会開催（暫定取扱要綱の説明）
昭和55年8月5日	島根県防災会議原子力防災部会開催（防災対策報告書の説明）
昭和55年12月24日	島根県防災会議原子力防災部会開催（原子力防災計画案の審議・承認）
昭和56年2月12日	原子力防災計画案の決定運用（県防災会議会長）災対法第40条に基づく内閣総理大臣協議
昭和56年5月8日	内閣総理大臣から同法同条に基づく修正協議に対する承認通知
昭和56年6月30日	島根県防災会議で原子力防災計画を正式決定
昭和58年3月25日	第1次修正 〔島根県地域防災計画（原子力災害編）に名称変更〕
昭和59年4月10日	第2次修正（但し、附属資料編のみ）
昭和60年4月18日	第3次修正
昭和62年5月	第4次修正
昭和63年5月	第5次修正
平成元年8月	第6次修正
平成6年4月5日	災対法第40条に基づく内閣総理大臣協議
平成6年5月18日	内閣総理大臣から同法同条に基づく修正協議に対する承認通知
平成6年5月	第7次修正
平成7年5月	第8次修正
平成11年3月	第9次修正
平成12年3月	第10次修正
平成16年3月	第12次修正（機構改革等に伴う修正）
平成17年12月 日	災対法第40条に基づく内閣総理大臣協議
平成19年1月22日	内閣総理大臣から同法同条に基づく修正協議に対する承認通知
平成19年1月	第13次修正（機構改革、緊急時モニタリングマニュアル策定に伴う当該マニュアルとの記述内容統一に伴う修正等）

【経緯】

- 平成11年 9月30日 ウラン加工施設 JCO 東海事業所で臨界事故発生
- 平成11年12月17日 「原子力災害対策特別措置法」制定
- 平成12年 5月29日 国の原子力安全委員会が「原子力施設等の防災対策について」(通称：防災指針)を改訂
- 平成12年 5月30日 国の中央防災会議が「防災基本計画」原子力災害対策編を修正
- 平成12年 6月16日 「原子力災害対策特別措置法」施行
- 平成12年 6月29日 国の関係 3 庁が「地域防災計画(原子力防災対策関係)作成マニュアル」を改訂
- 平成13年 1月30日 島根県防災会議幹事会開催(修正案の審議・承認)
- 平成13年 3月27日 島根県防災会議において県防災計画(原子力災害編)の全面修正を決定
- 平成13年 3月30日 災対法第40条に基づく内閣総理大臣協議
- 平成13年 5月15日 内閣総理大臣から同法同条に基づく修正協議に対する承認通知

【内容】

- 1 原子力災害対策特別措置法の制定に伴う修正
 - ・国と自治体の連携強化
 - ・事業者責務の明確化
 - ・オフサイトセンターの整備
- 2 県の防災体制の見直し
 - ・初期対応の迅速化
 - ・緊急時モニタリング体制の強化
 - ・広域的な応援体制の整備
 - ・防災業務関係者の安全確保
 - ・原子力防災訓練の充実
- 3 住民対応の充実
 - ・情報伝達体制の充実
 - ・災害弱者に対する配慮
 - ・住民からの問い合わせ対応